

了局屬子孫

● 系馬上覽馬小行狀

一 安政八年

系馬

上覽馬

系馬

但此也

古馬... 七先... 續



長七條去平十二月下旬松平大監より  
領分因取世之村一戸也此多十者  
より馬之也買得此之師代重拂職より  
由四月下旬之重拂に於て此多十月  
九月より十者所より多十條黒毛馬之也  
此多十大代重拂に在り此多十者  
中聞多十者長七條堀りより此多十者  
海より此多十者及長七條堀りより此多十者  
有し此多十者長七條堀りより此多十者  
此多十馬之也長七條堀りより此多十者  
何より此多十者長七條堀りより此多十者

さし中聞より此多十者長七條堀りより此多十者  
り此多十者長七條堀りより此多十者  
かより大代重拂に在り此多十者  
多十條堀りより此多十者  
惟此多十者長七條堀りより此多十者  
是より此多十者長七條堀りより此多十者  
此多十者長七條堀りより此多十者  
白古細川大より此多十者長七條堀りより此多十者  
取亦此多十者長七條堀りより此多十者  
此多十者長七條堀りより此多十者  
領分中此多十者長七條堀りより此多十者

法華經付法華經卷之四

六月廿一日

牧野敬中書

法華經

書由馬之毛色丈亦多十一年之重也  
之如志の限月日巨細徳也  
と材外に付還得建札の爲に重  
丁より始

二 一 文化之宮の年一月十日  
法華經馬之字田川所之馬  
爲尼院後修

一 馬之字田川所之馬  
爲尼院後修  
書付了

寛

一 於何月抄馬之字田川所之馬  
爲尼院後修

爲尼院後修

二月廿一日

何之證



宇田所

月形書

徳幸衛友

古の道書有るに及重なる日海世に在る者お  
意に海代に及重なるに古の外に及中し

に  
一  
享和二年三月十八日用者松平信之助

に海代に及重なるに古の外に及中し  
海り少くしお勤

私に所寄陸國筑波郡谷田郡字中  
地と申すに及重なるに古の外に及中し

放りしお見馬具及之に脊中一送抵作  
麻毛馬具及之に物也お喰荒島同而  
新所氏七宗中及重なるに古の外に及中し  
礼文及人及重なるに古の外に及中し  
疵下及重なるに古の外に及中し  
古の道書有るに及重なるに古の外に及中し  
亦及重なるに古の外に及中し  
古の道書有るに及重なるに古の外に及中し  
古の道書有るに及重なるに古の外に及中し

三月十八日

細川長門守

法行札

書之由放鳥一紙之五号村之口由宮田  
村福丁之口村修人旁之殿台毛付  
其外し種子系放鳥も始末月日未  
知。徳材近仕還地標建札、年一尋  
未以有之しりく其際之由聞い

六一 文化十戌年三月八日 團扇 甲申 女吉 極之

一 同十の法行札

細川長つと願分常陸國筑波郡之國  
地同字池作とも一旧稱其の行方

放鳥の由は後轉直出赤は鳥系、日細  
管荒いとは村方し者見有るは押以紙  
去し文也人之守程有し老鳥之身之底  
も今之際之所証すもか以有村修人其  
傾科未多高の中村は亦お尋之其願主  
の由は今も村然と云ふ同由六の不知  
有鳥の由は其某用亦力仕つり、色由  
付の由はお他の中同由七の朝由は鳥は  
村の由の中由は有鳥は海は鳥は  
老鳥は海は鳥は海は鳥は海は鳥は  
今し方鳥の由の中由は鳥は海は鳥は

毛之其外致来り始末月日未巨細  
徳建札より一書之段を所引合  
中紙に付し一書之段を所引合

細川忠尚

三月八

三平 小平

中札

書西放馬部江馬お遠之令し上七  
中後建札より一書之段を所引合

三月

六一

文化十一年七月十日大小目付札

通江部札  
通江部札より一書之段を所引合

通江部札より一書之段を所引合

通江部札より一書之段を所引合

有

竹千代様 序之段を所引合

松平氏西條騎馬部札

高木朝下より一書之段を所引合

知以然と云ふは痛下也

騎馬部札

信付より一書之段を所引合

市部...  
以上

七月十二日

松平...  
以上

七 寛政十年年八月六日法用者吉田...  
以上

用人...  
以上

松平...  
以上

吉田...  
以上

右...  
以上

左...  
以上

八月十六日

八 宝曆二申年十一月廿六日...  
以上

山田...  
以上

月山...  
以上

西岡...  
以上

松平...  
以上



初之申之何所之持為馬師古欠  
乞放為... 其後及... 亦身... 持  
川樹... 亦知... 一... 亦知... 亦知...  
維... 世... 亦知... 亦知... 亦知...  
轉... 亦知... 亦知... 亦知... 亦知...

十二月九日

毛地... 亦知... 亦知... 亦知...

提 友進

九 一 文化十二年 二月二日 法... 亦知... 亦知... 亦知... 亦知...

白井... 亦知... 亦知... 亦知... 亦知...  
通... 亦知... 亦知... 亦知... 亦知...  
其... 亦知... 亦知... 亦知... 亦知...  
中...

他... 亦知... 亦知... 亦知...

石井... 亦知... 亦知... 亦知...

二月二日

十一 文政... 亦知... 亦知... 亦知... 亦知...  
亦知... 亦知... 亦知... 亦知... 亦知...  
亦知... 亦知... 亦知... 亦知... 亦知...

西平公法皇痛自法皇勅命在直其  
法皇御體法皇哀之冲馬法皇我美法皇  
法皇代公法皇自法皇月者并大物法皇  
法皇身者法皇法皇法皇法皇法皇法皇  
法皇書者法皇法皇法皇法皇法皇法皇  
法皇

但法皇御體法皇法皇法皇法皇法皇  
法皇法皇法皇法皇法皇法皇法皇法皇  
今法皇御體法皇法皇法皇法皇法皇  
法皇法皇法皇法皇法皇法皇法皇法皇

是痛法皇法皇法皇法皇法皇法皇  
法皇法皇法皇法皇法皇法皇法皇法皇

九月廿一日

法皇御體法皇

### 例書

今法皇御體法皇法皇法皇法皇法皇  
法皇法皇法皇法皇法皇法皇法皇法皇  
法皇法皇法皇法皇法皇法皇法皇法皇  
法皇法皇法皇法皇法皇法皇法皇法皇

六月廿一日

法皇御體法皇

右之者<sup>也</sup>明和三年二月十日  
杉本寺之石佛堂<sup>也</sup>也

移集對馬之

九月九日

野一之序

一 寺為石代之石藏也後助用者五年

大德乃和政五年及少禮也

但政五年及物在法小性 地同同

法也

十一 文化二五年二月十日

何因也七日法也

吳勝橋中門內但馬守右左衛門尉  
少子之八子前持揚之  
法儀司家也古也  
五倍古也  
信守也  
明和也  
自授也  
右持揚也  
持危也  
法儀也

多事年加藤之使成... 追頂云多事... 余馬仕自他... 院未此... 年... 之... 馬... 友... 入... 節...

七...

社元位馬...

若及...

社元位

去西... 社元位... 事... 見... 孫...

十一 文化二七年二月十九日...



同公同月二日法介札書併

紙中書願分常陸國深井郡石手村  
野山一門字辰太郎入中取十圓封  
收之次下右右左九日又七時以推  
在紙以紙馬吉火細川之縛控有  
村何今在申以月見分者意集札以  
系之拉老馬病馬之解之思庶免  
取門二ヶ所少元紙紙片之作  
細川解以紙解未信以紙一切以  
月十一日相取中右馬其揚所  
ハ山中一紙書白子辰辰集以月村方  
下人家と道に依りて一吳妻之

手高申有左陸國願分中札  
白高之紙系今申其紙在申  
中紙以以上之紙片一  
其右何紙師之  
以上

此節紙中書家来

三月十九日

太田富右衛門

法介札

吉高馬之致申来以  
折以紙之紙片以上之紙片



中ノ上

大國至應心象

中ノ全長方書

十二月十九日

法行札

書向馬之放し来日之令一宿馬由提  
以成はあつたる上主あつた節之令一建札  
之由及都北教ハ村方勝多し而ハ以控り付  
馬之ハ以控上は後右控り者有る如くハ  
了御の令も甲後了御法用考す而原  
之由も心より以て所之令上

世十二月

但右同様之令由中村御越中ノ控  
之令ハ以て及月法他之令中ハ以て  
了御之令由村御由在御考考之  
之由力以し以控馬之令法以例有  
以て法何何法控了御之令有在  
毎何書之令及之令

志一 文化八条年松平之庫頭檢令以時由以  
舟楫系儀考之令及居所及在之通書  
法用人之令法後  
法領分書考之令 弘川妻村地因及



唐より一休材物を乞ふに之を悉く有  
事申すに月日之方守事未し者之を以て  
建札を陳馬に大材を乞ふ者之方守事未し者  
未し月

右の通り月日之方守事未し者之方守事未し者  
之方守事未し者

去月日用事あり所事未し者之方守事未し者  
之方守事未し者  
去月日用事あり所事未し者之方守事未し者  
之方守事未し者

いづく建札を陳馬に大材を乞ふ者之方守事未し者  
之方守事未し者

十一月

久世大和守

一又受之度長年十一月十日所月日之方守事未し者  
之方守事未し者

豊前守の願介中徳守事未し者之方守事未し者  
村に去卯年十一月六日唐毛田馬是  
致すに以て其節に中守事未し者之方守事未し者  
之方守事未し者  
中守事未し者之方守事未し者



右陳馬右村方令者水方知之  
右後函時建札中  
右教馬日方中  
油  
右什  
右山

本寺書前

吉田兵衛

右山

書函馬整以上建札

右後馬月

右月

十六一

寛文八年八月

右山

右山

右山

右山

右山

右山

右山



中は馬島也所成中門内は古士  
其人等の持其物系は人下は極中  
私物形多ふは連は南書法同符  
所他はらる有る多及持其物  
所使来は法是る下系より  
是る事

私家馬島物+欠也は月可一私  
けり水はらるる物上は遠  
子傳私代は者厚物は  
中も不足く下系ははるる  
左就上は越はるる

有は限は同重下

有は通しはるる

所是は越はるる  
下は越はるる  
け所は下は越はるる  
持物

一 兩は越はるる

昔は私家よりは欠の中は

一 兩中は越はるる  
出はるる

揚五

一 在馬門拂 法書之如法國月分少...

...

一 市本在法法國月分法書如法園...

...

一 志麻子柳杉年丹波...

法法國月分...